

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート」（年4回）**
*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 「定額の年金保険への移行のお知らせ」**
*目標値を指定してお申し込みされた場合、目標値到達時にご郵送します。
*移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回ご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先〔第一フロンティア生命03-6685-6500（大代表）〕までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命
第一生命グループ

第一フロンティア生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1

大崎ウィズタワー

電話 (03) 6685-6500 (大代表)

お客さまサービスセンター ☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

’16年5月版

（登）B15F0341（2016.2.25） 営業F2327-04 ’16年4月作成 リ

大切な資産だから・・・

- ✓できればふやしたい
- ✓でも減らしたくない
- ✓しかも、
ふえたら早く受け取りたい

第一フロンティア生命の変額個人年金保険

安心おみごと

年金原資保証型変額個人年金保険（12）

**この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする
生命保険であり、預金とは異なります。**

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

〔引受保険会社〕

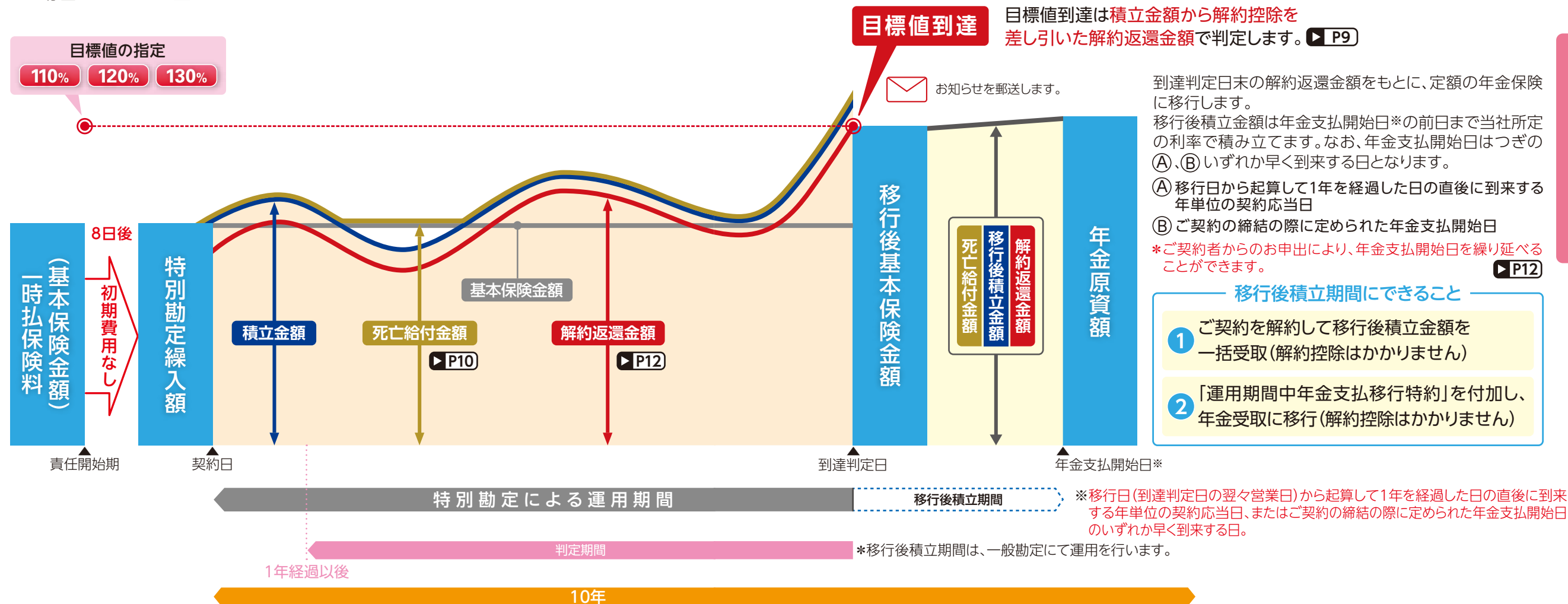


第一フロンティア生命
第一生命グループ

しくみと特徴

しくみ図(イメージ)

ご契約時に目標値を指定した場合のイメージ図



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

ステップ1

ご契約時に目標値(110%、120%、130%)を指定します。

・目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合です。

*目標値を指定しないで運用期間満了まで特別勘定での運用を継続いただくこともできます。この場合、特別勘定による運用期間が10年となり、年金原資額は運用期間満了時の積立金額または基本保険金額(一時払保険料相当額)のいずれか大きい金額となります。

ステップ2

ご契約から1年経過以後、毎営業日第一フロンティア生命が目標到達状況の判定を行います。

ステップ3 1

目標値に到達した場合には、自動的に運用成果を確保し、受け取れます。▶ P9

・到達判定日末の解約返還金額をもとに、定額の年金保険に移行します。

⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

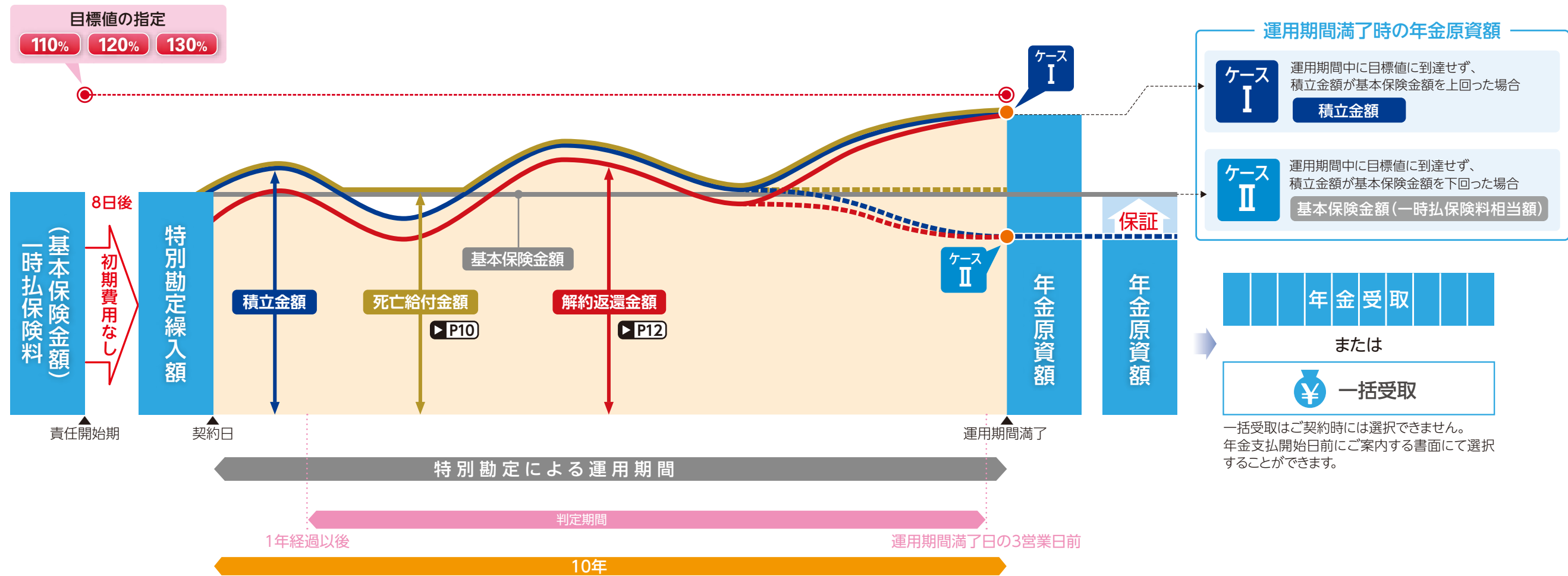


この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。
くわしくは ▶ P15・16 をお読みください。

用語について	契約日	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。
	到達判定日	目標値に到達した日、その翌々営業日(移行日)に定額の年金保険に移行します。
	死亡給付金額	基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

しくみと特徴

しくみ図(イメージ)
ご契約時に目標値を指定した場合のイメージ図



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額、積立金額および解約返還金額などを保証するものではありません。

ステップ1

ご契約時に目標値(110%、120%、130%)を指定します。

- ・目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合です。

*目標値を指定しないで運用期間満了まで特別勘定での運用を継続いただくこともできます。この場合、特別勘定による運用期間が10年となり、年金原資額は運用期間満了時の積立金額または基本保険金額(一時払保険料相当額)のいずれか大きい金額となります。

ステップ2

ご契約から1年経過以後、毎営業日第一フロンティア生命が目標到達状況の判定を行います。

ステップ3 2

目標値に到達しなくても、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

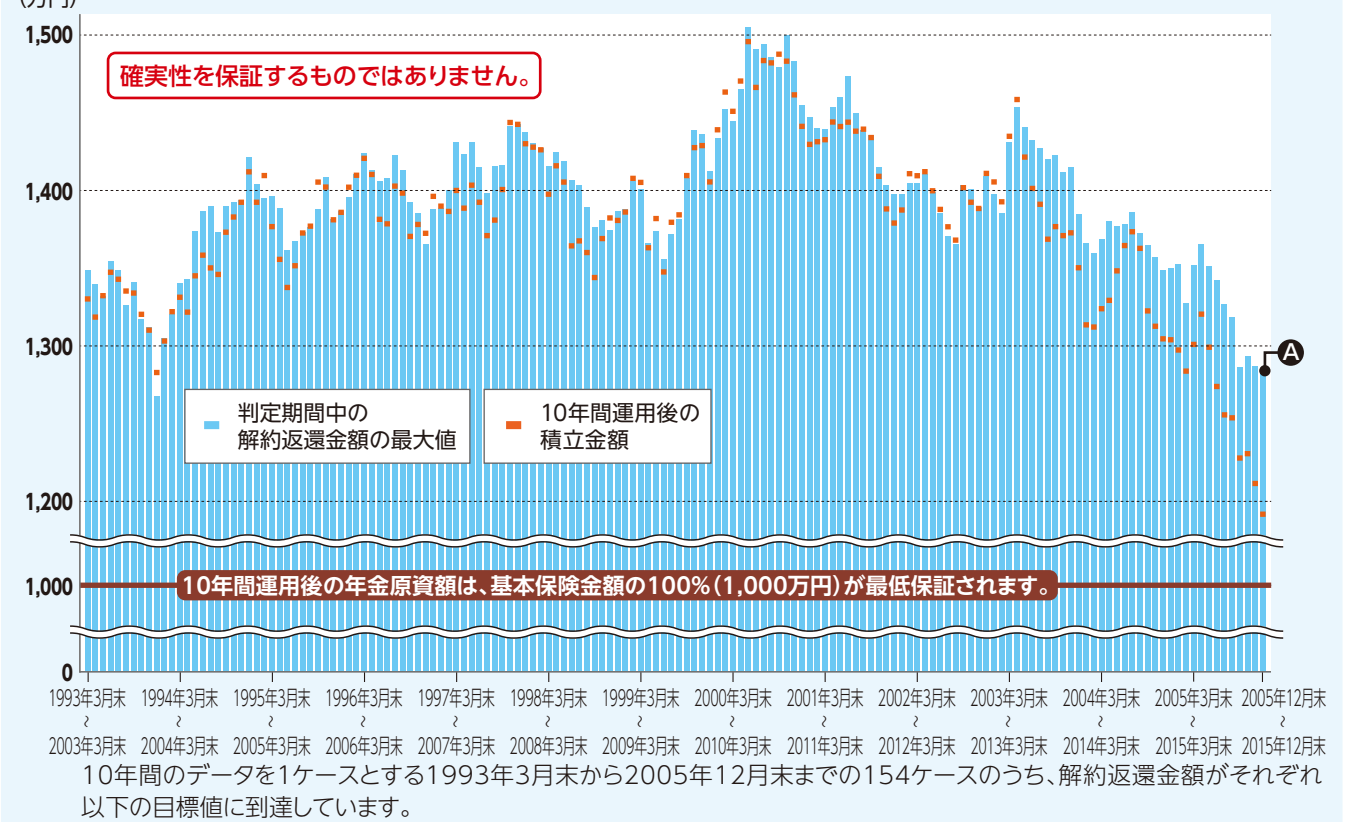
⚠ 年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。

⚠ ご注意
この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。
くわしくは ▶ P15・16 をお読みください。

用語について	契約日	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。
	死亡給付金額	基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

⚠ ご注意
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

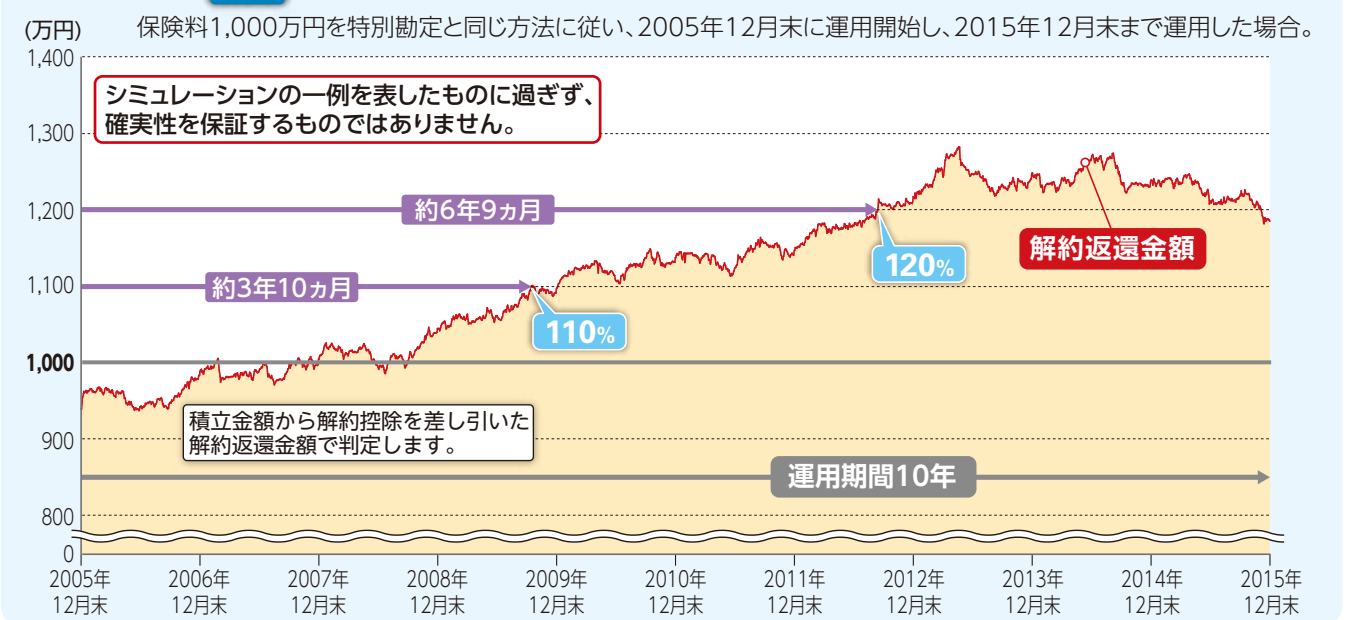
参考1 判定期間中の解約返還金額の最大値シミュレーション 保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前
保険料1,000万円を特別勘定と同じ方法に従い、1993年3月末から2005年12月末までに運用開始し、10年間運用した場合。



	経過年数別の目標値に到達したケース数(累計)									目標値に到達した ケース数 (／154ケース)
目標値	1年以上 2年未満	1年以上 3年未満	1年以上 4年未満	1年以上 5年未満	1年以上 6年未満	1年以上 7年未満	1年以上 8年未満	1年以上 9年未満	1年以上 判定期間 最終日※	
110%	0ケース	20ケース	78ケース	130ケース	152ケース	152ケース	154ケース	154ケース	154ケース	154ケース
120%	0ケース	0ケース	0ケース	21ケース	74ケース	132ケース	145ケース	152ケース	154ケース	154ケース
130%	0ケース	0ケース	0ケース	0ケース	0ケース	13ケース	77ケース	133ケース	149ケース	149ケース

*現実性を保証するものではありません。 ※運用期間満了日の3営業日前

参考2 解約返還金額と目標値到達期間のシミュレーション 保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前
(上記 参考1 の A (2005年12月末～2015年12月末)のケース)

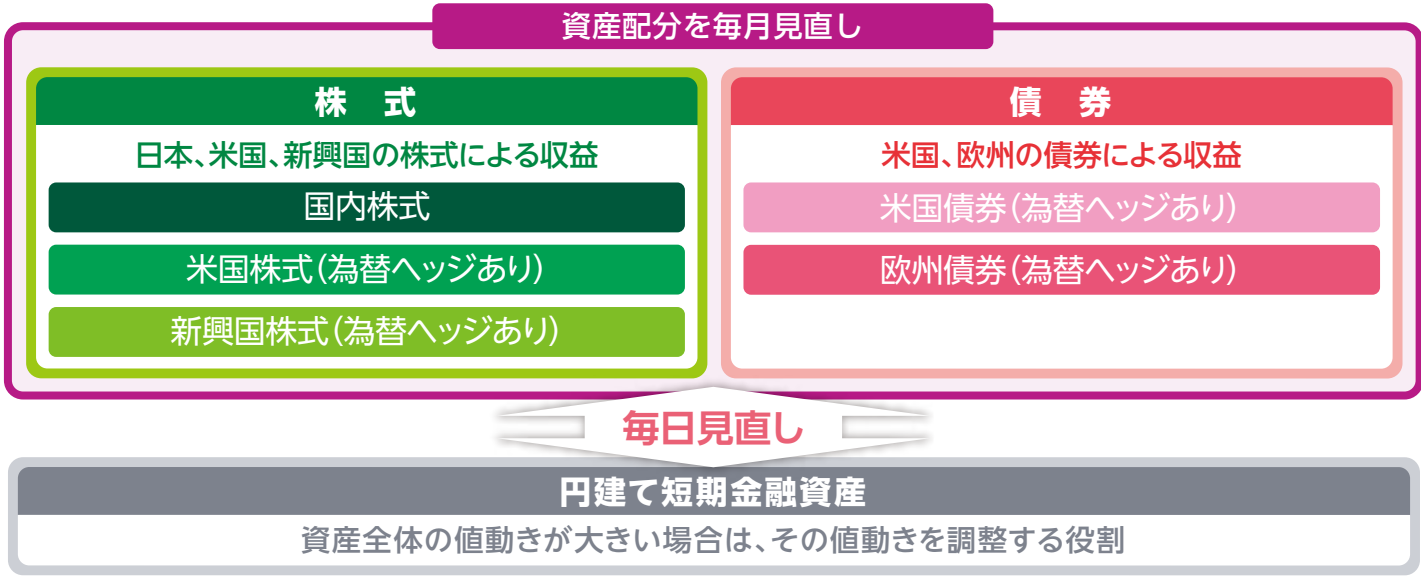


⚠ ご注意
・参考1および参考2は、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
・資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

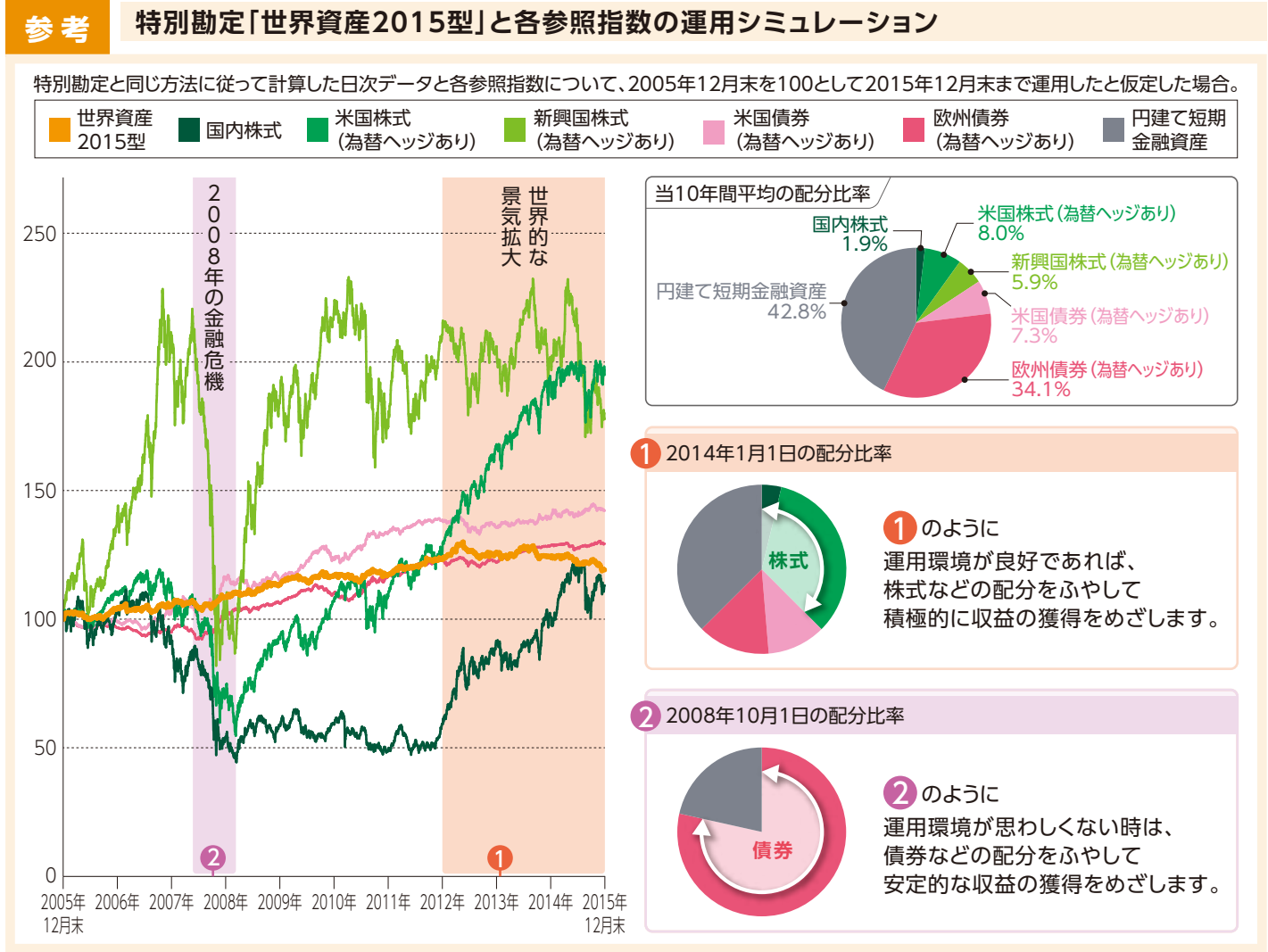
運用のしくみ

市場環境の変化に対応し、積極的に収益の獲得をめざします。

実質的に日本・米国・新興国の「株式」、米国・欧州の「債券」の2つの資産に投資し、市場環境に応じた配分の見直しを行います。



*特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。



*世界資産2015型については、保険契約関係費・資産運用関係費控除後です。

*各参照指数の内容については、P13をご参照ください。

⚠

ご注意

・上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

・資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2015年12月末時点の税率(一律8%)で計算しています。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認
お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表
については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

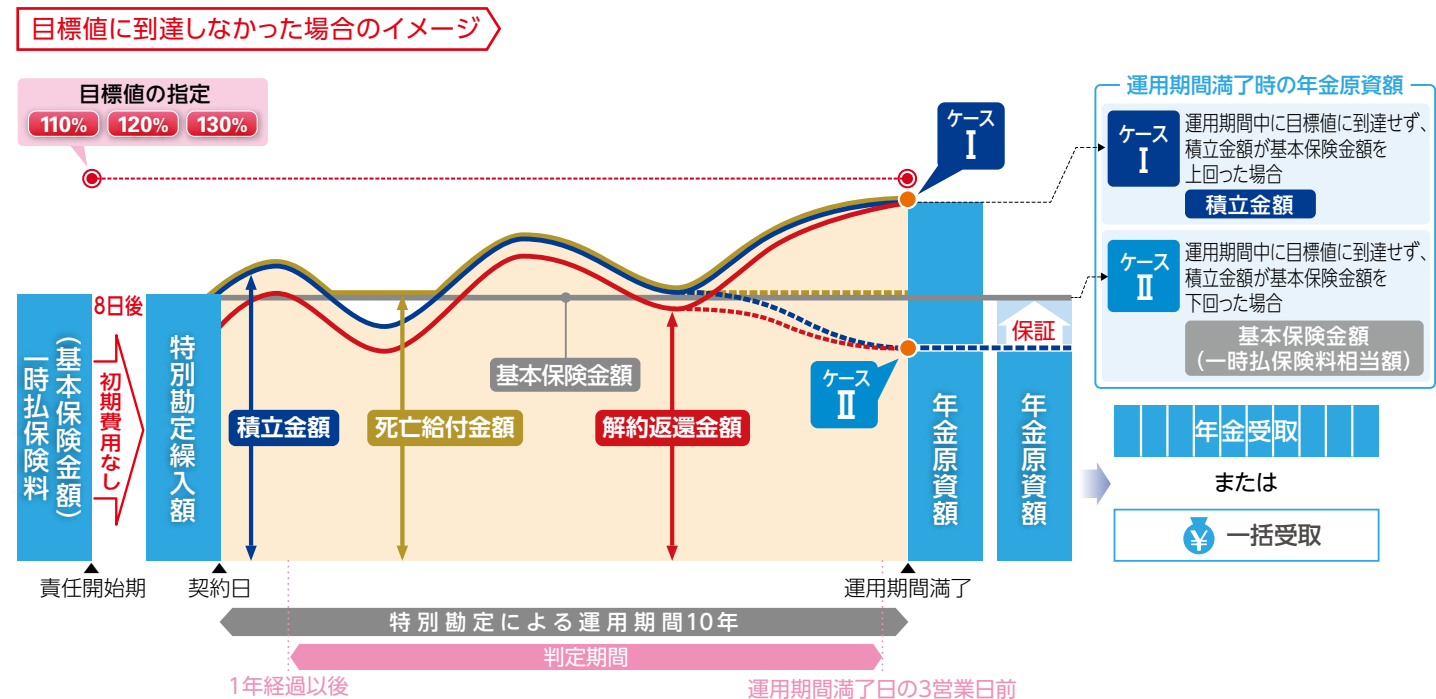
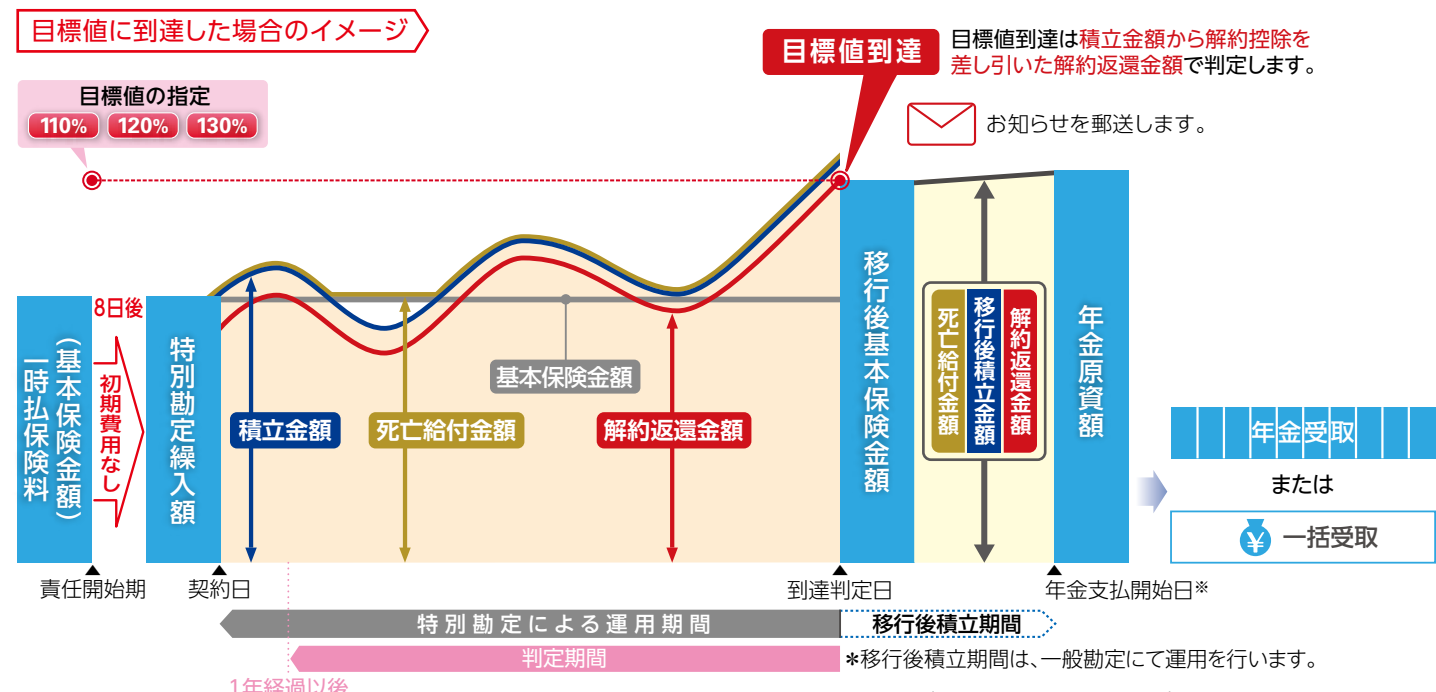
- この保険は、つぎのいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。
 - ・年金支払開始日の前日末の積立金額
 - ・年金支払開始日の前日末の基本保険金額
- 死亡給付金額および年金原資額は基本保険金額が最低保証されます。ただし、年金原資額として基本保険金額(一時払保険料相当額)が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります(減額を行った場合は減額後の基本保険金額が保証されます)。
- ご契約時に目標値※1を指定することにより、判定期間中に目標値に到達した場合※2、到達した日(到達判定日)の翌々営業日に、到達判定日末の解約返還金額を定額の年金保険に移行します。
 - ※1 目標値は「契約時の基本保険金額」に対する「解約返還金額」の割合で、ご契約の際に110%、120%および130%の中からご指定いただきます。なお、ご契約の際に目標値を指定しないこともできます。
 - ※2 到達判定日から移行日前日末までは特別勘定にて運用を行うため、この間の解約返還金額は変動(増減)します。移行後基本保険金額は、到達判定日末の解約返還金額と同額となります。(ただし、到達判定日から移行日前日までの間に解約または減額された場合の解約返還金額は、到達判定日末の解約返還金額と同額とはなりません)
- 年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。

<この保険の費用・リスク>

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格の変動などによって損失が生じるおそれがあります。くわしくは▶P15・16をお読みください。

いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明など

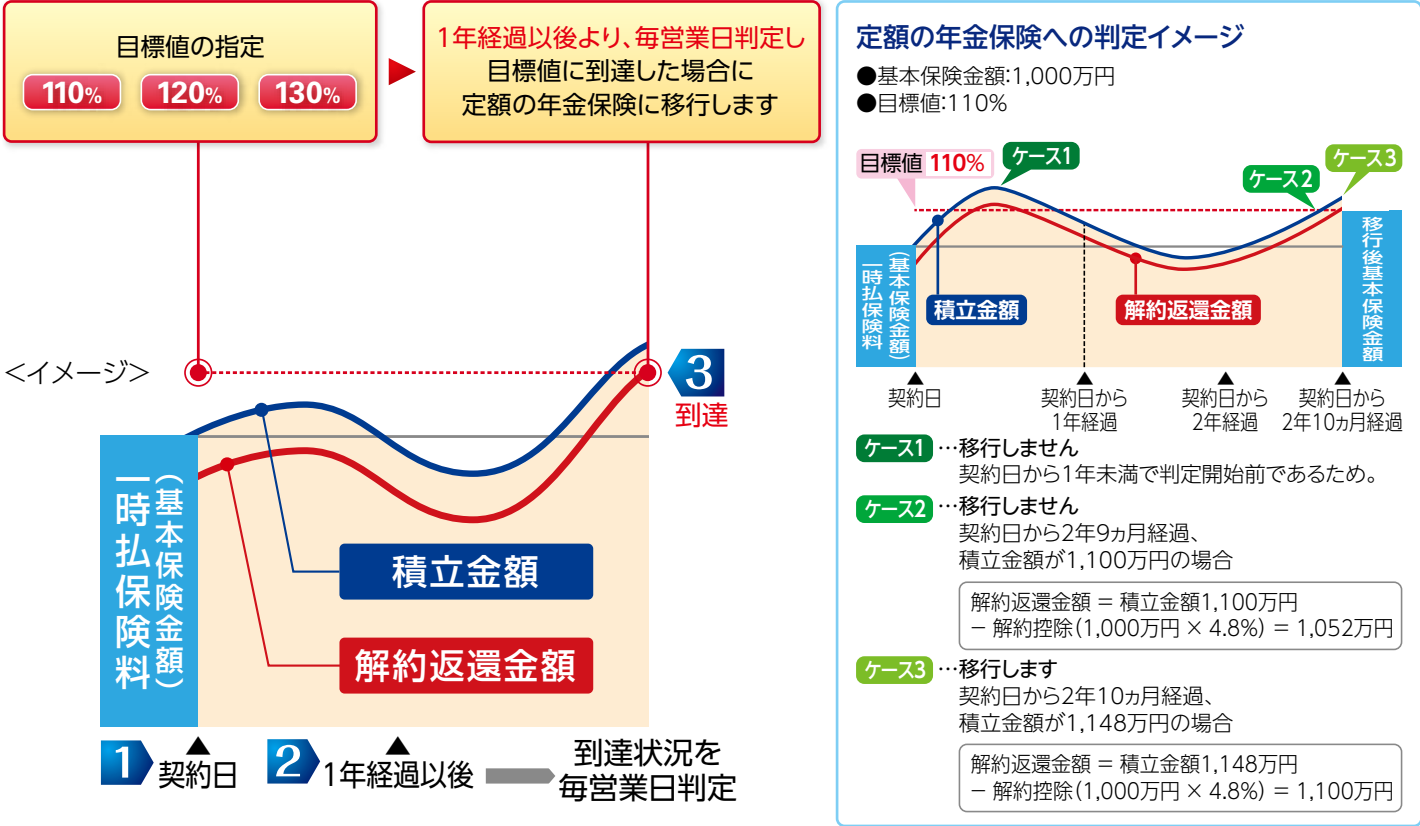
3 この保険のしくみ図は以下のとおりです



*上記しくみ図は、ご契約時に目標値を指定した場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額などを保証するものではありません。
 *年金原資額の一括受取はご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
 *死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が保証されます。
 *契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

4 目標値を指定した場合は、以下のとおりのお取扱いとなります

目標値に到達した場合、定額の年金保険に移行して、早期に運用成果を確保します。



1 運用の目標値を指定 110% 120% 130%
ご契約時に運用の目標値を指定していただけます。目標値は、基本保険金額に対する解約返還金額の割合で、110%・120%・130%の中から指定していただけます。なお、目標値を指定しないで運用期間満了まで特別勘定での運用を継続いただくこともできます。
目標値は、目標値に到達する前であれば、ご契約後に変更することができます。

2 契約日から1年経過以後より、第一フロンティア生命が目標到達状況を毎営業日判定
到達状況は、契約日から1年経過以後より運用期間満了日の3営業日前まで、第一フロンティア生命が毎営業日判定を行います。

3 判定時に目標値に到達していた場合

- 目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に、到達判定日末の解約返還金額を移行後基本保険金額とする定額の年金保険に移行します。なお、到達判定日から移行日前日の解約返還金額は変動(増減)します。
- 移行後基本保険金額は、年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)、当社所定の利率で積み立てます(積み立てられる金額を移行後積立金額といいます)。
- 年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。
- 年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額とし、年金原資額の一括受取または年金受取ができます。

*解約・減額、および年金原資額の一括受取の税務のお取扱いにつきましては、契約日から年数により異なります(なお、5年以内の場合は源泉分離課税の対象として、源泉徴収されます)。くわしくはP19をお読みください。

●移行後積立期間には、ご契約を解約して移行後積立金額をお受取りいただくこともできます。また、「運用期間中 年金支払移行特約」を付加することで、その時点の移行後積立金額を特約年金原資額として、年金受取を開始することもできます(いずれも解約控除はかかりません)。

5 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金
■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

確定年金	年金受取開始年齢※
・年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。 年金受取 ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	10歳～90歳

一括受取(年金原資額の一時支払)

一括受取

年金原資額を一括受取することができます。
*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。
*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
*年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます(年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります)。

死亡給付金

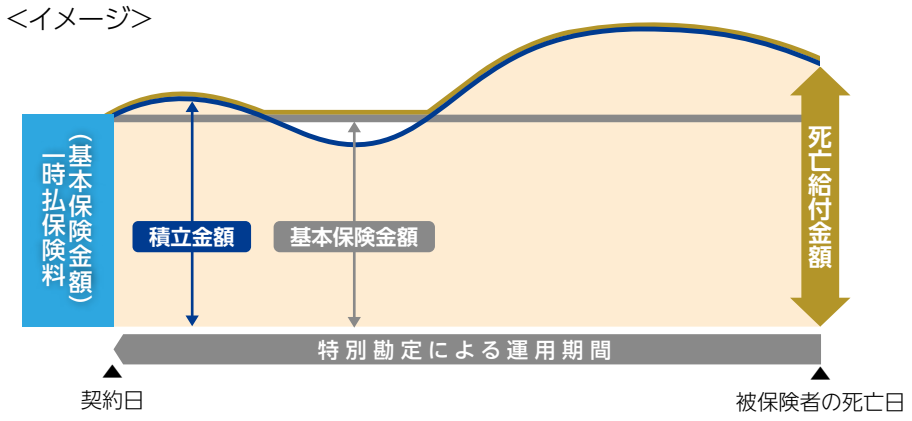
■被保険者が、特別勘定による運用期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

死亡給付金額

つぎのいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

積立金額

基本保険金額



■定額の年金保険への移行後、被保険者が移行後積立期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における移行後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P12をご参照ください。

6 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年
契約年齢		0歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢）
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥（おい）・姪（めい）まで指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		積立金から解約控除を差し引いた解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。解約返還金額の計算についてはP15をご参照ください。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。

7 この保険には付加できる特約があります

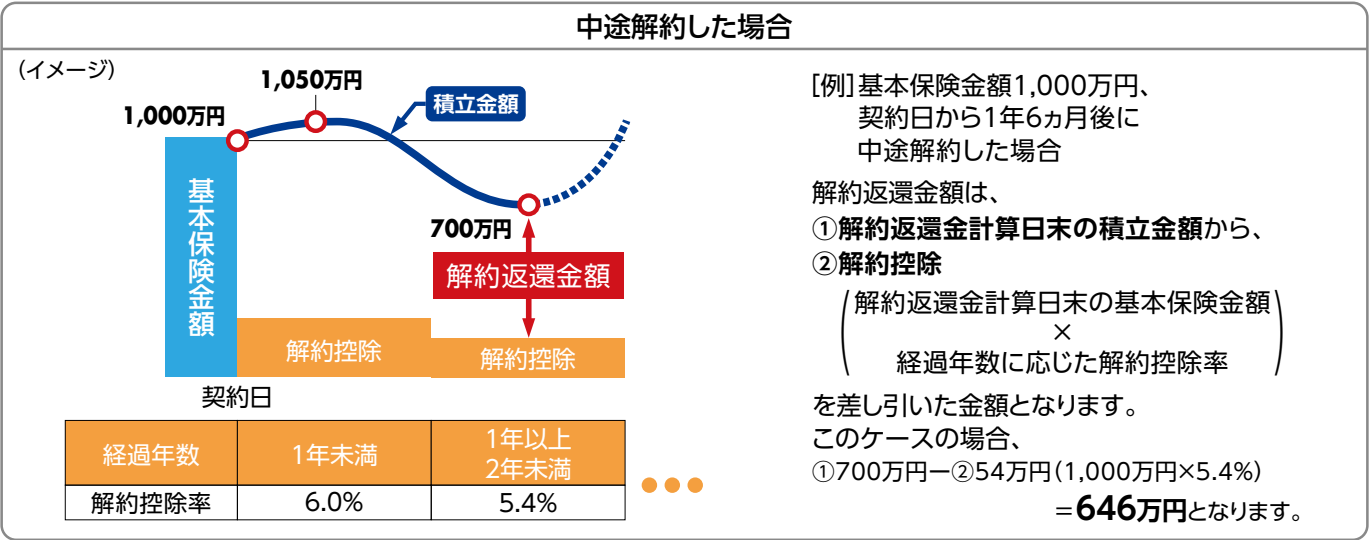
詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

死亡給付金等の 年金払特約	■ 死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■ 年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の受取回数は、所定の回数（5回～40回（5回きざみ））から選択いただけます。
運用期間中 年金支払移行特約	■ 運用期間中に年金支払に移行することができます。 ■ 契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、付加できます。 ■ 特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P10をご参照ください】 ■ 特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります（解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります）。 ■ 定額の年金保険への移行後に年金支払に移行する場合の特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日の移行後積立金額となります（解約控除はかかりません）。

8 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

9 解約返還金額は一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動（増減）します。
- 基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額（解約控除）が差し引かれます。



10 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べるすることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金支払開始日の前日末における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます）。
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて算出されます。
- 目標値に到達し、定額の年金保険に移行した場合であっても、年金支払開始日を繰り延べるすることができます。

11 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称：世界資産2015型	
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド19VA (適格機関投資家限定)
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、 年率0.10% (税抜き) の1/365を毎日控除します。
投資方針	国内株式、外国株式 (米国株式、新興国株式)、外国債券 (米国債券、欧州債券) などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

■各資産の構成要素は、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産		構成要素	内容
株式	国内株式	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所市場第一部に上場している全ての国内企業を対象とした指数です。
	米国株式 (為替ヘッジあり)	S&P 500種指数 (配当込み、為替ヘッジあり)	米国の株式を対象とした指数です。主要業種を代表する500銘柄で構成されます。
	新興国株式 (為替ヘッジあり)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、為替ヘッジあり)	新興国の株式を対象とした指数です。23か国・地域を対象としています。
		SGI BRIC EXインデックス (配当込み、為替ヘッジあり)	新興国の株式を対象とした指数です。4か国を対象としています。
債券	米国債券 (為替ヘッジあり)	SGI米ドル建て債券価格 5年インデックス (為替ヘッジあり)	米ドル建て5年スワップ金利等を参照指標とする割引債の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
	欧州債券 (為替ヘッジあり)	SGIユーロ建て債券価格 5年インデックス (為替ヘッジあり)	ユーロ建て5年スワップ金利等を参照指標とする割引債の取引を継続することで得られるパフォーマンスを指数化したものです。
円建て短期金融資産		3ヵ月円短期金利	—————

※法令や規制方針の変更により、やむを得ず投資対象を変更することがあります。

値動きが一定の範囲になるよう“実質的な運用総額”を見直すしくみ

- 資産全体の値動きが小さい場合は、最大で約1.2倍まで実質的な運用総額が増加する場合があります。
- 資産全体の値動きが大きい場合は、円建て短期金融資産を配分に加えることで、実質的な運用総額が減少します。

■主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。
金利変動リスク	公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇しますので、金利の変動により、資産価値が減少することがあります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、資産価値が減少することがあります。 また、投資対象となる投資信託はオプション取引※を行います。そのため、オプション取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、資産価値が減少することがあります。 ※オプションの対象 (原資産) を一定の期間内に売買する権利を売買する取引のことです。具体的には、オプション料を支払い、参照指数の価値に連動する運用成果を受け取ります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

12 お客さまに負担していただく諸費用があります

費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい
いただきますようお願いいたします。
この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内

事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込み
容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

特別勘定による運用期間中

すべてのご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の 最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.78%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して年率 0.10% (税抜き)	左記の年率の1/365を 投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかか
わる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって
手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は
2016年3月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

特定のご契約者に負担していただく費用

特別勘定による運用期間中にご契約を解約・減額する場合や、目標値を指定して定額の年金保険に
移行する場合などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項 目	費 用	時 期
解約控除 ご契約の解約などに 必要な費用です。	基本保険金額に経過年数に応じた 解約控除率を乗じた金額	ご契約の解約などの際に 積立金から控除します。

解約返還金額の計算方法

解約返還金計算日末の積立金額 - 解約返還金計算日末の基本保険金額 × 解約控除率(下表参照)

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

年金受取期間中

年金支払開始日以後に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用
が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2016年3月現在
の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、
年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金
支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。



解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありません
ので、一時払保険料相当額を下回る場合があります(「運用期間中年金支払移行特約」により年金
移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。



投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険は、国内株式、外国株式(米国株式、新興国株式)、外国債券(米国債券、欧州債券)などで
実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減に
つながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は
一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりで
なかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に
何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約の
しおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分に
ご確認ください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内**(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、**書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます)**をすることができます。**
- お申込みの撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、郵便により第一フロンティア生命あてに送付してください。
 <送り先>〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号
 第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命が特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

5 解約返還金額が増加または減少することがあります

- 解約返還金額の計算方法など詳細はP15をご参照ください。

6 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。**
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である**生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。**詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。**また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

8 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

9 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- 詳細については「ご契約のしおり・約款」の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い」をお読みください。

10 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2016年3月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。つぎの記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
- *契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

運用期間中および移行後積立期間中

解約・減額時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = $\left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

11 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
お問い合わせ先については、第一フロンティア生命お客さまサービスセンター(0120-876-126)までご連絡ください。
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

12 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入していればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

13 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝日、年末・年始などの休日を除く)
9:00～17:00